

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事

小池百合子
(公印省略)

記

第1 対象事業

1 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：三井不動産株式会社

代表者：代表取締役社長 菰田 正信

所在地：東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名称：(仮称)神宮外苑地区市街地再開発事業

種類：高層建築物の新築、自動車駐車場の設置

3 対象事業の所在地

所在地：東京都港区北青山一丁目、北青山二丁目、新宿区霞ヶ丘町地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

1 総括的事項

本事業が位置する明治神宮外苑は、豊かな自然環境やいちよう並木のビスタ景を有し、国民や競技者がスポーツに親しむ一大拠点であり、創建100年にも及ぶ歴史的にも重要な場所である。

本事業については、都民から、樹木伐採への反対意見をはじめ、先人から継承された環境を失うことへの懸念や事業計画の十分な周知・公開を求める意見など、多くの懸念が表明されている。

さらに、審議会においても、評価書案に記載された内容に対する根拠の不明瞭さや、都民と事業者との相互不信への懸念が指摘された。

このことから、事業の実施に当たっては、事業計画に関する積極的な情報公開や都民参加に努めること、着工後における環境保全措置の徹底を図るとともに継続して対策を講じていくことが重要である。なお、審議会としても今後の事業者の環境保全措置に継続的に関与することで、寄与していく。

以上のことを踏まえ、環境影響評価書の作成に当たっては、以下に掲げる事項について十分な配慮を行うべきである。

2 項目別事項

【騒音・振動】

野球場棟の供用に伴う騒音では、球場高さでの予測を行っていないが、球場から近傍住宅までの距離における地上1.2mの予測では環境基準と同値であり、球場と同じ階層の住居における騒音の影響が懸念されることから、球場高さにおける予測・評価を行うこと。また、予測に当たっては、予測式や予測条件等について、詳細に記述すること。

【生物・生態系】

- 1 樹林生態系についての予測・評価において、新宿御苑から赤坂御用地、青山霊園へ連続する緑のネットワークにおける生態系のつながりや、そこで拠点となる緑地の範囲を、評価書において具体的に図示すること。あわせて、植物群落調査等の結果を生態系保全目標の設定に反映し、保全対象とする指標種を定めること。そのうえで、基盤となる土壌環境（土壌の質や土壌水分量等）と土壌生態系（土壌中に生息する生物とそれらの関係性）を含め、まとまりのある生息環境となる樹林地の保全及び再生の考え方を示すこと。
- 2 施設の解体及び建設・運用に伴う樹林地への影響を回避・最小化し、その保全や適切な育成・管理を実施していくための方針を、保全管理方針として評価書において示すこと。また、作成した保全管理方針に基づき、生物種のモニタリングと併せて、順応的管理を行い、神宮外苑の豊かな自然環境を将来にわたり保全すること。
- 3 既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明し、その結果を反映して、既存樹木への影響を回避・最小化するための考え方を示し、残置、移植、伐採等変化の程度について予測・評価を見直すとともに、移植木を活用した樹林地の再生計画を作成すること。あわせて、移植の限界性を踏まえ、移植時期、方法、植栽基盤確保の考え方、並びに仮移植期間における養生計画、養生期間中のモニタリング結果を反映した本移植計画等、移植の確実性を高めるための措置を計画の深度化に応じ、具体的に示すこと。さらに、各施設の設計及び施工計画の詳細を決定していく中で、施工方法の工夫や樹木の保全に配慮した仕様とするなど、より一層伐採の回避を図ること。これらの実施をもって神宮外苑の豊かな自然環境の質の保全に努めること。
- 4 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺の緑のまとまりについて、ラグビー場棟の建設、及び計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画の影響を勘案し、生物・生態系の保全エリアを設定すること。設定した保全エリアの拡大について、施設設計の深度化と併せて継続的に検討し、可能な限り保全エリアを拡大するとともに、ラグビー場の配置・構造等の詳細設計において生物・生態系への影響を回避・

最小化する措置を具体化すること。

【生物・生態系】【景観】 共通

- 1 保全するいちよう並木に近接して野球場棟の建設が計画され、いちよう並木への影響が懸念されていることから、野球場棟の実施設計前に専門家によるいちよう並木の根系調査を行うこと。また、その結果を説明するとともに、調査結果を踏まえ、建築計画及び施工計画における環境保全のための措置を具体的に示し、確実に実施すること。特に、いちようの健全な生育へ影響を与えるような根が複数確認された場合は、根を避けるため野球場棟の該当箇所の壁面後退等施設計画の工夫を行うこと。さらに、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、いちよう並木のモニタリングを実施し、状況に応じた環境保全のための措置を継続することで、将来にわたりいちよう並木を健全に育成すること。
- 2 保全するいちよう並木について、野球場棟のネットフェンスやスコアボード、照明やひさし等構築物による、日照及び景観への影響が懸念されることから、構築物の配置や素材・色彩の決定に当たっては十分配慮し、影響の低減に努めること。

【風環境】

風環境の予測結果では、事務所棟南側をはじめ、現況からの変化が一定程度生じる地点が多くみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて対策を講じること。

【景観】

- 1 野球場棟がいちよう並木のビスタ景観に与える影響、及び野球場棟の圧迫感について、最も野球場が視認できる時期における把握が必要であることから、適切な地点からの落葉期を想定した予測・評価を追加で示すとともに、環境保全のための措置を徹底し、影響の低減に努めること。
- 2 絵画館前広場からの眺望の変化の程度について、計画区域に隣接する絵画館前広場の整備計画を反映した予測・評価を評価書において示すこと。

3 神宮外苑広場（建国記念文庫）周辺における圧迫感の変化の程度について予測・評価すること。また、ラグビー場棟の形状やデザインの決定に当たっては、圧迫感や閉鎖性を緩和するための措置を具体的に示し、実施すること。

【自然との触れ合い活動の場】

神宮外苑には、人と自然の多様な関係性や歴史・文化的な環境のなかで、人や生物に応じた自然との触れ合い活動・交流を実現できる場が成立しているが、本事業の施行により長期間にわたり利用制限が想定されることから、予測・評価において工事の段階ごとの動線や広場空間の確保計画等について、みどりの質の観点も含めた具体的な環境保全のための措置を評価書において示すこと。また、その措置を徹底し、影響の低減に努めること。

【廃棄物】

本事業では、建築物の解体及び施設の建設に伴い既存樹木の伐採が計画され、相当量の木くず等の発生が考えられるが、伐採樹木に係る廃棄物についての予測・評価が行われていないことから、評価書において、伐採樹木に係る廃棄物発生量、再資源化量及び再資源化の方法（ストックヤードの確保を含む）について予測・評価を示すこと。